

マニユライフ生命、野村証券で 新商品『マニユライフ定額年金〈外貨建・介護保障型〉』を発売

運用期間中に要介護2以上に認定された場合*1に介護年金を受け取ることが可能

マニユライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO: ギャビン・ロビンソン、本社: 東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は、外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付) 愛称『マニユライフ定額年金〈外貨建・介護保障型〉』を、10月3日より野村証券株式会社(代表執行役社長: 永井浩二)を通じて発売いたします。

高齢化かつ核家族化が進む日本社会においては、リタイアメント後の経済的準備としての年金保険商品へのニーズが高くなっているとともに、近年の要介護・要支援認定者数の増加に伴い、将来、万が一介護が必要になった場合の経済的負担に対する不安が高くなってきています。

『マニユライフ定額年金〈外貨建・介護保障型〉』は、外貨での運用期間(10年間)満了後に一生にわたる年金を受け取ることができます。年金を受け取る場合の受取総額は、契約通貨建てで年金原資の100%あるいは110%が最低保証されます。あるいは、万が一運用期間中に公的介護保険制度の要介護2以上に認定された場合*1には、期間の満了を待たずに一生にわたる介護年金を受け取ることができます。介護年金を受け取る場合には、受取総額は契約通貨建てで介護年金原資の100%あるいは110%が最低保証されます。外貨で資産を運用しながら、将来の年金を準備するとともに、年金を受け取るまでの間に万が一介護が必要になった場合の経済的負担に備えることができる商品となっています。

マニユライフ生命は、“今日を生きる。明日をひらく。”をブランド・スローガンとして掲げ、お客さま一人ひとりが充実した「いま」を送り理想の「未来」に近づいていけるよう、今後も先進的な商品の開発に取り組んでまいります。

『マニユライフ定額年金〈外貨建・介護保障型〉』の特徴*2

(詳細は別紙および右記 URL を参照: <http://www.manulife.co.jp/manulifeteigaku>)

1. **米ドルまたは豪ドルで10年間運用した後、一生の年金が受け取れます**
 - 一時払保険料は契約日に設定されている積立利率で10年間運用されます
 - 受取通貨は契約通貨(米ドルまたは豪ドル)、または、円のいずれかから選択可能です
2. **運用期間満了後の年金の受取総額は、契約通貨建てで年金原資の100%または110%を最低保証**
 - 被保険者の生死にかかわらず、受け取ることのできる年金の合計額を保証します
 - 年金受取総額の保証割合は、100%または110%のいずれかを契約時に選択します
3. **運用期間中に要介護2以上に認定された場合*1、一生の介護年金が受け取れます**
 - 受取通貨は契約通貨(米ドルまたは豪ドル)、または、円のいずれかから選択可能です
 - 介護年金の受取総額は、介護年金原資(契約通貨建て)の100%または110%のいずれかを最低保証します

*1 契約日の翌日以降に、「公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当したと認定され、その認定の効力が生じた」場合を「要介護2以上に認定された」場合といたします。

*2 この保険にかかる為替リスクと費用の詳細は別紙2をご覧ください。

〈用語の読み替えについて〉

本プレスリリースおよび別紙においては、以下のように「ご契約のしおり/約款」とは異なる用語の表記を行なっておりますのでご注意ください。

本プレスリリースおよび別紙での表記	「ご契約のしおり/約款」の表記
運用期間	介護保障期間
年金受取開始日	年金支払開始日
介護年金受取開始日	介護年金支払開始日
年金受取期間	年金支払期間
介護年金受取期間	介護年金支払期間
年金受取総額保証割合	年金支払総額保証割合
介護年金受取総額保証割合	介護年金支払総額保証割合
年金の一括受取	年金の一括支払
介護年金の一括受取	介護年金の一括支払
年金	年金支払総額保証付終身年金
介護年金	年金支払総額保証付終身介護年金

マニユライフ生命について

マニユライフ生命は、125年以上の歴史を持ち、カナダを本拠とする大手金融サービスグループ、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニユライフ)のグループ企業です。プランライト・アドバイザー(自社営業職員)、金融機関、代理店の3つの販売チャネルを通じて、法人ならびに個人のお客さまへ、先進的な商品と質の高いサービスを提供しています。ブランド・スローガン「今日を生きる。明日をひらく。」のもと、お客さまが自ら健康で豊かな未来を切りひらいていくためのサポートをしています。詳細はホームページ(www.manulife.co.jp)をご覧ください。

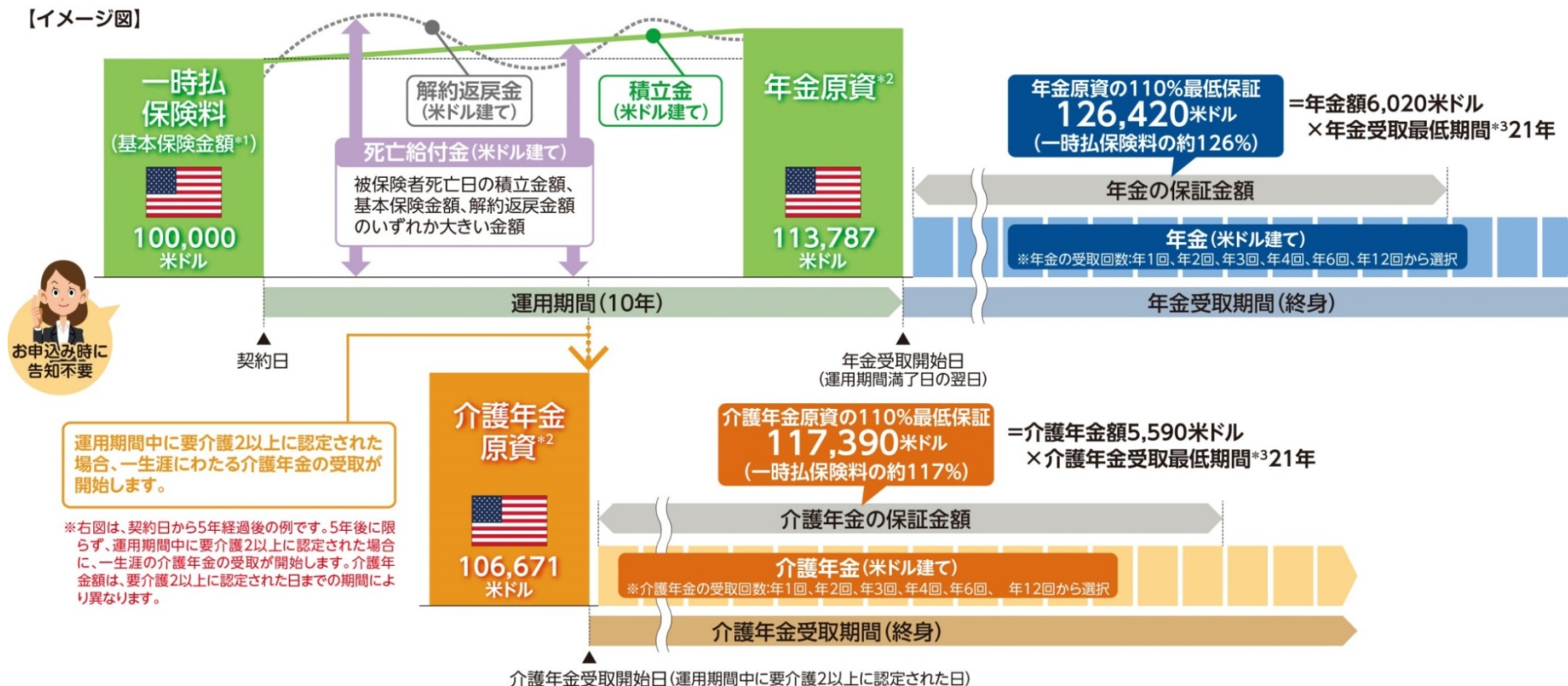
マニユライフについて

マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニユライフ)は、世界有数の大手金融サービスグループです。米国においてはジョン・ハンコックのブランドで、その他の地域ではマニユライフとして事業を行い、お客さまの資金や金融面における重大な決断をサポートする先進的なソリューションをご提供しています。マニユライフは個人・団体・機関投資家のお客さま向けに、ファイナンシャル・アドバイスや保険、資産運用・形成のための商品やサービスをご提供しています。2015年末現在、マニユライフは世界中で34,000人の職員と63,000人のエージェントおよび数千の販売パートナーを擁し、2,000万人のお客さまに商品やサービスをご提供しています。マニユライフの管理運用資産は、2016年6月末現在およそ9,340億カナダドル(7,180億米ドル)です。また、過去1年の間にお客さまにお支払いした保険金、給付金および利息は254億カナダドル超となりました。マニユライフは主にカナダ、米国、アジアで100年以上にわたって事業を展開しています。カナダのトロントに本拠を置き、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。詳細はウェブサイト(www.manulife.com または www.johnhancock.com)をご覧ください。

〈別紙〉『マニュアル定額年金〈外貨建・介護保障型〉』

〈前提条件〉 ●年齢・性別／70歳・男性 ●契約通貨／米ドル ●一時払保険料／100,000米ドル ●積立利率／年1.30% ●年金受取総額保証割合（介護年金受取総額保証割合）／110%

【イメージ図】



* 1 「基本保険金額」とは、死亡給付金をお受取りいただくときに基準となる金額で、一部解約がない場合、一時払保険料と同額になります。

* 2 「年金原資」は、年金受取開始日前日の積立金額となります。「介護年金原資」は、介護年金受取開始日前日の積立金額となります。小数第1位以下を切り捨てて表示しています。

* 3 「(介護)年金受取最低期間」は、被保険者の生死にかかわらず(介護)年金を受取る期間です。

※上図は前提条件に記載の積立利率等を使用して作成したものです。実際には契約日に設定されている積立利率等が適用されるため、記載の数値はご契約により異なります。

※(介護)年金の合計額として、(介護)年金原資(契約通貨建て)の100%または110%を最低保証されるのは、(介護)年金の保証金額に達するまで(介護)年金をお受取りいただいた場合です。ご契約を解約した場合または契約日から30年以内に(介護)年金の一括受取を行った場合、経過年

数に応じた解約控除や市場価格調整が適用されます。したがって、解約返戻金額または(介護)年金の一括受取による受取金額に最低保証はありませんので、(介護)年金の保証金額または一時払い保険料を下回ることがあります。

※(介護)年金受取期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の一時金(死亡一時金)のお取扱いはありません。また、被保険者がお亡くなりになった時に、(介護)年金の一括受取を行った場合、ご契約は消滅します。

※保証金額に達するまで、(介護)年金を受取った後、被保険者がお亡くなりになった場合、それ以後の(介護)年金の受取はありません。

※契約日の翌日以降に、「公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当したと認定され、その認定の効力が生じた」場合を「要介護2以上に認定された」といいます。

【主な取り扱い】

被保険者の契約年齢	55歳～80歳（契約日における被保険者の満年齢）		
契約通貨	米ドルまたは豪ドル ※契約通貨を重複して選択することはできません。また、契約後に契約通貨を変更することもできません。		
保険料	契約通貨	米ドル	豪ドル
	最低保険料	20,000米ドル(100米ドル単位)	20,000豪ドル(100豪ドル単位)
	最高保険料*	1億円相当額	
※被保険者さまのマニユライフ生命の保険契約のご加入状況により、ご加入いただける上限額は異なります。			
保険料の払込方法	一時払のみ ※野村証券経由またはマニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金		
運用期間	10年		
年金受取期間	終身	介護年金受取期間	終身
保障の責任開始日	マニユライフ生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料のお払込みが完了した日を責任開始の日（契約日）とします。		
契約者	本人または被保険者の3親等内の親族 ※日本国内に居住し、永住の意思があり、日本語を理解できることが原則です。年齢の上限はありません。		
被保険者	契約者本人、契約者の配偶者または3親等内の親族 被保険者が、お申込時に要介護2以上に認定されている場合、要介護認定・要支援認定の新規申請中の場合または入院中の場合等には、お申込みいただけません。		
死亡給付金受取人	被保険者の3親等内の親族		
年金受取人	契約者または被保険者	後継年金受取人	年金受取人の3親等内の親族
介護年金受取人	被保険者または死亡給付金受取人	後継介護年金受取人	介護年金受取人の3親等内の親族
指定代理請求人	(介護)年金受取人が被保険者の場合、被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、被保険者と同居し、または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族からご指定いただけます。 ※法人契約には、お取扱いがありません。		
告知	告知していただく事項はありません。		
クーリング・オフ制度	この保険は、「クーリング・オフ(お申込みの撤回・ご契約の解除)制度」の対象です。 ※契約者が法人の場合、クーリング・オフ制度の対象にはなりません。		
付加できる特約	円支払特約A型（特約保険料はかかりません） ・(介護)年金・死亡給付金・解約返戻金・年金の一括受取等をマニユライフ生命の定める為替レートをを用いて円でお受取りいただく特約です。 ・契約者((介護)年金受取開始日以後は、(介護)年金受取人、死亡給付金のご請求の際は、死亡給付金受取人)のお申出により、付加または解約することができます。 ・毎年の(介護)年金を受取る場合にもその都度、付加または解約することができます。		
配当金	配当金はありません。		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 運用期間の短縮・延長はありません。 基本保険金額の増額および契約者貸付のお取扱いはありません。 		

*最高保険料について

- ・契約日におけるマニユライフ生命の定める為替レートをを用いて円に換算した金額です。
- ・同一被保険者でマニユライフ生命所定の保険契約の基本保険金額を通算して1億円かつマニユライフ生命所定の定額個人年金保険契約の基本保険金額を合算し、5億円を超えることはできません。
- ・この保険の介護年金額等とマニユライフ生命所定の保険契約の年金額等を通算し、同一被保険者について300,000米ドルまたは300,000豪ドルを超えるお取扱いはできません。

※契約時の金融情勢等の影響により、契約年齢、契約通貨によってはお取扱いを見合わせる場合があります。

◆この保険にかかるリスクについて

■為替リスクについて

- この保険は外貨で運用するため、介護年金・年金・死亡給付金等を円でお受取りいただく場合に、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、「介護年金または年金の受取総額や死亡給付金の受取時の円換算額」が、「一時払保険料の契約時の円換算額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料のご負担が生じます。

■解約等のリスクについて

- この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額、契約日から30年以内の介護年金・年金の一括受取による受取金額に反映させます(市場価格調整)。また、解約返戻金額または介護年金の一括受取による受取金額を計算する際に契約日からの経過年数に応じた解約控除がかかります。
- したがって、次の金額*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
 - ・「解約返戻金額」
 - ・「介護年金の一括受取による受取金額」と「すでに支払事由の生じた介護年金の合計額」の総額
 - ・「年金の一括受取による受取金額」と「すでに支払事由の生じた年金の合計額」の総額

*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

◆この保険にかかる費用について

- この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約・一部解約時および契約日から10年以内の介護年金の一括受取時に解約控除がかかります。また、外貨のお取扱いによるご負担いただく費用がかかる場合があります。

■保険関係費

保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。

■解約・一部解約時および介護年金の一括受取時にご負担いただく費用

- 解約・一部解約時および契約日から10年以内の介護年金の一括受取時には、契約日から解約計算基準日または一部解約計算基準日*¹までの経過年数に応じて解約控除をご負担いただきます。解約控除は、解約に相当する部分の積立金額*²に経過年数に応じて下表の解約控除率を乗じた金額となります。

契約日からの経過年数	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内	7年超 8年以内	8年超 9年以内	9年超 10年以内	10年超
解約控除率	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	0.0%

*1 介護年金の一括受取の場合は、介護年金の一括受取の請求書類をマニユライフ生命が受付けた日とします。

*2 介護年金の一括受取の場合は、介護年金の支払保証部分の現価とします。

■外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料をお払込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 介護年金・年金・死亡給付金等を外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 次の①②の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*³との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

①「円支払特約A型」を付加し、介護年金・年金・死亡給付金等を円でお受取りになる場合

②「円支払特約A型」を付加し、解約返戻金を円でお受取りになる場合

*3 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
①	契約通貨のTTM－1銭	契約通貨のTTM－3銭
②	契約通貨のTTM－50銭	

※平成28年10月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。